

大和市文化創造拠点等指定管理者候補者審査要領

大和市文化創造拠点等運営審議会（以下「審議会」という。）における指定管理者の候補者の選定のための審査に必要な事項について、次のとおり定める。

1. 評価

(1) 評価項目及び配点

大和市文化創造拠点等指定管理者募集要項（以下、「募集要項という。」）に定める応募者の提出書類及び面接審査（応募者によるプレゼンテーション）の内容について、評価基準（別紙）に定める項目及び配点により、600点を満点として評価する。

(2) 最低基準点

360点（全項目について「普通」の水準と評価された場合の点数）

(3) 合計評価点

各評価者の評価点を合計した点を合計評価点とする。

(4) 失格基準

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①募集要項で示す応募資格を満たさない場合。
- ②仕様書等で示す要求水準を満たしていないことが明らかな場合。
- ③指定管理料の提案額が市の指定する上限額を上回っている場合。
- ④合計評価点が、最低基準点に評価者の人数を乗じた点数に満たない場合。
- ⑤最低基準点以上の評価点を付けた評価者の人数が過半数に満たない場合。

2. 選定

(1) 候補者の選定

合計評価点を基に審査を行い、指定管理者の候補者として最も適当な応募者、及び、各応募者の順位を決定する。

(2) 応募者が1団体の場合の選定

応募者が1団体の場合は、指定管理者の候補者として適するか否かを審査する。

(3) 次点者の再選定

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例第8条に基づく再選定を行う場合は、次位にある応募者を指定管理者の候補者として選定する。

附 則

この要領は、大和市文化創造拠点等の指定管理者（指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日）の候補者の選定にあたり有効なものとする。